

様式第3号（第3条関係）

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」（その1）

住 所：
氏 名：

印

	関係法	内 容			該当に○	備 考	
経 営 に 関 す る こ と	余暇法	経 営 者	農家（法人等経営含む）				
			林家（法人等経営含む）				
			漁家（法人等経営含む）				
		上記以外 （個人に限 る。）	地域内の農林 漁家との連携	あり なし		→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
		農林漁業体験 プログラム	あり（自らのみ）			経営者が農林漁家であること	
			あり（自ら、あっせん）				
あり（あっせんのみ）				民宿所在地が特区であること			
なし				→「とくしま農林漁家民宿」対象外			
営 業 に 関 す る こ と	旅館業法	客室延床面積	33㎡以上 （目安：畳20枚以上）			簡易宿所営業許可必要 →「とくしま農林漁家民宿」対象外	
			33㎡未満				
		最大収容人数	10人以上			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
			10人未満（ 人）				
		家族人員			人 二		
		トイレ	家族 共用	男性用	箇所	二	適当な数の便所があること
				女性用	箇所		
				男女共用	箇所		
			客 専 用	男性用	箇所	二	
				女性用	箇所		
男女共用	箇所						
洗面施設数	家族共用		箇所	二	適当な数の洗面設備があること		
	客専用		箇所	二			

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その2)

	関係法	内 容		該当に○	備 考	
営業に関する こと	食品衛生法	飲食物の提供	あり (1泊2食付, 1泊朝食付など)	次の2つを台所に設置。 ・従事者用手洗設備 ・流水式洗浄設備	あり	飲食店営業許可必要 食品衛生責任者の設置必要 (食品衛生責任者養成教育修了者等)
			なし(素泊まり, 自炊(料理体験含む))		なし	施設の改修必要
		使用水	水道水			
			井戸水等(水道水以外の水)			年1回以上の水質検査必要
施設	消防法	次の全項目に該当するか。 ① 一般住宅と併用 ② 旅館用途部分の面積が, 一般住宅部分の床面積より小さい。 ③ 旅館用途部分の床面積が50㎡以下			全ての項目が○の場合は, 「一般住宅」扱い。 一つでも該当しない場合は, 消防用設備の設置が必要となる場合があります。	
		消防法令適合通知書の発行 (旅館業の営業許可申請に必要)		—	消防本部に相談 (施設平面図, 位置図, 建物の配置図が必要な場合があります。)	
整備に関する こと	建築基準法	次の全項目に該当するか。 ① 住宅と併用 ② 客室用途部分の床面積が33㎡未満 ③ 各室から直接避難可			全ての項目が○の場合は, 「住宅」扱い。 法律に基づく措置や手続き等は必要ありません。	
		旅館用途部分床面積	100㎡以下			建築確認申請不要
	100㎡超			建築確認申請(用途変更)必要		
	浄化槽法	浄化槽	農林漁家民宿専用			処理人槽=民宿の定員(人)
住宅の一部を民宿として利用し, かつ客室の床面積33㎡未満				一般住宅扱い		
水質汚濁防止法	浄化槽	住宅と民宿で浄化槽を共用する場合で客室の床面積33㎡以上			処理人槽=民宿の定員(人) + 5人(住宅用途面積130㎡以下) または 7人(住宅用途面積130㎡超)	
		特定施設(ちゅう房施設, 洗濯施設, 入浴施設)を設置。			保健所環境担当等に相談	

注1) 客室延床面積(33㎡)については, 通常足を踏み入れない, 押入, 床の間, 簡単には移動できないタンス等の面積は除く部屋の面積。

2) 消防法における旅館用途部分の床面積(50㎡)については,
客室(部屋の面積, 押入, 床の間等を含む。) + 共用部分(台所, トイレ, 風呂, 廊下, 玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積。

3) 建築基準法における旅館用途部分の床面積(100㎡)については,
客室(部屋の面積, 押入, 床の間等を含む。) + 共用部分(台所, トイレ, 風呂, 廊下, 玄関等)の面積。

	法 律	内 容	備 考
所在地に関すること	都市計画法	<新築・増設> ・都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域 非線引都市計画区域 ・都市計画区域外	都市計画法 特に市街化調整区域に指定されている地域では、原則、農家民宿を開業することはできません。
	農振法	農用区域内にあっては、農家民宿の開業にともなう建物の新築などの開発行為は制限されます。	
	農地法	農家民宿の開業に伴い農地を転用する場合は、転用許可が必要になります。	
	自然公園法	自然公園区域内では、工作物の新築・改築には許可または届出が必要です。 また、樹木の伐採などについて、許可または届出が必要となる場合があります。	
	国土利用計画法 森林法 等	農家民宿を営む場所によって、制限を受けることがあります。	

事前相談チェックリスト

平成 年 月 日

用意するもの		準備できたらチェック	備 考
	建物(母屋, 離れ等)の平面図		玄関, 客室, 調理場, 便所, 浴室, その他の部屋の位置を示した図面 (平面図がない場合は見取り図で可)
	建物(母屋, 離れ等)の見取り図		
	建物の配置図		道路, 隣の敷地と建物の位置関係が分かるもの (方位, 縮尺を明示, 住宅地図等応用)
	建物の位置図		地域内の位置が分かるもの (方位, 縮尺を明示, 住宅地図等応用)
写 真	全 景		写真があれば, 判断が的確になる (デジカメ, 携帯写真, 既存の写真で可)
	トイレ		
	洗面所		
	浴 室		
	台 所		
	食 堂		
その他			